

## 令和2年度 一般社団法人 滋賀県教育会 事業計画書

定款第3条に掲げた目的を達成するため、第4条の事業を下記により計画する。

### 1 公正かつ時代にふさわしい教育世論の喚起

心の教育の推進を中心に時代にふさわしい教育世論を喚起するとともに、研究大会・研修会の機会や会誌・会報などを通じて、その啓発に努める。

### 2 会員はもとより広く県民の教育資質を高めるための研修会、講演会、講習会等の開催

(1) 研究大会を5月26日(火)に彦根市で開催する。都市別総会などの機会に講演会や懇談会を開催し、研修に努める。

(2) 第72回日本連合教育会研究大会香川大会へ参加する。滋賀は第2分科会「学習指導：小学校」担当。大会にあわせて県外研修(丸亀市周辺)を実施する。

(3) 県内研修会を第2ブロック(草津・栗東)担当で10月31日(土)に実施する。

### 3 学校教育の振興に関する研究会・発表会・児童生徒の芸術文化活動等の主催・後援

(1) 教育実践奨励事業や篤行顕彰事業を実施し、地域や学校園における奉仕活動等を支援する。

(2) 第71回滋賀県青少年美術展を開催し、表彰する。(9月～2月、都市別)

(3) 学校教育の改善に関する研究会・発表会を後援する。

(4) 学校教育や生涯学習団体等からの要請に応じるボランティア人材講師を派遣する。

### 4 社会教育・家庭教育の振興に関する育成・助成ならびに関係諸団体との連携

(1) 学校支援について地域との協働に努める。

(2) 郡市教育会活動の充実を図るとともに、「教育の日」にあっては、地域の機関・団体等と連携して、地域に即した特色ある活動の展開に努める。

### 5 表彰ならびに顕彰

(1) 第71回滋賀県教育功労者を表彰する。

(2) 満80歳の3号会員に長寿祝状を贈呈する。

(3) 教育実践奨励事業令和2年度応募分を3月に表彰する。

(4) 心の教育推進事業(篤行)令和元年度応募分(校园以外)を研究大会で表彰する。

(5) 退任役員に感謝状を贈呈する。

(6) 一般教育功労者および篤行青少年、優良教育団体等の表彰を行う。

### 6 会誌・会報の発行ならびに教育関係図書の編集刊行

(1) 月刊会報「滋賀教育」第776号～第784号まで年9回発行。季刊会誌「近江教育」第683号・684号を発行する。会員への配布とともに県内公立図書館・育機関等へ贈呈する。

(2) 心の教育をめざす生涯教育、家庭教育等の実践を会誌・会報に紹介するなど「心の教育」に関する内容の充実に努める。

(3) 「学級日誌」の小学校低・高学年用と中学校用を編集発行し、学校での活用をすすめる。

### 7 その他、本会の目的達成に必要な事業

(1) 理事会・郡市会長会を開催するとともに、「郡市教育会事務局の手引き」を作成・配布し、県と郡市教育会の連携及び事務の円滑化を図る。

(2) 事業推進のために、教職員、PTA会員や地域の協力を得て会員確保に努め、財政の安定化を図る。特に3号会員の増加を図る。

(2) 心の教育推進資金の充実に努める。